

令和6年度第8回南相馬市小高区地域協議会 会議録

1 日 時：令和7年1月23日（木）

午前10時～11時40分

2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員 13名】

会 長 阿 部 貞 康
副会長 志賀 由紀夫
委 員 末 永 義 人
委 員 小 林 友 子
委 員 半 谷 善 弘
委 員 本 田 博 信
委 員 西 山 喜代子

委 員 菅 原 紀 子
委 員 末 芳 治
委 員 飯 塚 宏
委 員 杉 重 典
委 員 半 谷 恵美子
委 員 熊 田 めぐみ

【欠席委員 1名】

委 員 山 本 麻 子

●南相馬市職員

小高区役所長
小高区市民総合サービス課長
小高区地域振興課おだかぐらし担当課長
小高区地域振興課長
小高区地域振興課庶務担当係長
小高区地域振興課主査（書記）

佐々木 忠
渡辺 和宣
高野 真至
佐藤 克巳
志賀 弘達
大場 優

こども育成課長
こども育成課幼児育成係長
こども育成課幼児育成係副主査
危機管理課長
危機管理課長補佐兼防災係長

小沢 穂波
原 郁恵
荒 裕樹
木幡 孝行
中野 直良

1. 開 会

○事務局

只今より令和6年度第8回小高区地域協議会を開会いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、山本 麻子委員です。地域協議会委員14名中、13名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、阿部会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 阿部会長よりあいさつ

3. 議 事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。阿部会長、よろしくお願いいたします。

(1) 会議録署名人の指名

○阿部会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○阿部会長

それでは、今回の会議録署名人は、半谷 善弘委員、本田 博信委員の2名にお願いします。よろしくお願いいたします。

(2) 報告事項

報告事項① 南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例並びに関係規則の一部を改正する件について

○阿部会長

それでは、報告事項に入りたいと思います。

報告事項①「南相馬市幼稚園条例及び南相馬市保育園条例並びに関係規則の一部を改正する件について」を議題といたします。担当課より説明をお願いいたします。

こども育成課 資料1により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○阿部会長

ないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項② 特定帰還居住区域復興再生計画の作成着手について

○阿部会長

報告事項②「特定帰還居住区域復興再生計画の作成着手について」を議題

といたします。担当課より説明をお願いいたします。

危機管理課 資料2により説明

○阿部会長

それでは、ただいまの説明について、ご質問があればお願いします。

○末委員

資料2-1「1.経過概要」の最後に「個人資産に関する情報であるため、モニタリング調査及び土壌試料の分析結果は、公表を差し控えさせていただきます」とありますが、個人の土地ではない、この周辺の土地の線量はどのくらいなのか。

○危機管理課長

今回モニタリング調査をしているところは、帰還を希望されている方の居住地の周辺となっております。具体的な数値は個人の資産に係る情報のためお伝えすることが出来ませんが、年間積算線量が20ミリシーベルト以下、時間当たり3.8マイクロシーベルトを下回っている状況であります。こちらの基準を超えている場所も一部ありますが、それほどかけ離れた数値の場所はない、ということを確認しております。

○末委員

今回対象となる場所は通称「オハタケ」と呼ばれるところだと思う。帰りたいという意向はわかるが、年齢的に高齢な方で、おそらく80歳近い年齢だったと思います。それでも、帰りたいという意向なのですか。

○危機管理課防災係長

「帰りたい」という意向を確認しております。

○志賀委員

小高区では、この一世帯が帰還できるようになれば、「帰れない住民はいない」という認識でいいでしょうか。鹿島区・原町区含めて、市全体で帰れるようになるということでもいいですか。

○危機管理課防災係長

現在、南相馬市内で、避難指示が継続しており震災前に住んでいた家に戻ることが出来ない状態なのは、今回の一世帯1名のみとなっております。今回、その方が帰れるようになると、それぞれのご家庭で「戻る、戻らない」ということについては、様々な考えがあるとは思いますが、南相馬市民全員が「戻ることができる状態」を作り出すことができます。

○志賀委員

「帰還するかどうか」という話ではなく、「面積的な話」で「特定帰還困難区域がなくなった」という認識でよろしいでしょうか。

○危機管理課防災係長

南相馬市にはこれまで、「避難指示解除準備区域」や「特定避難勧奨地点（ホットスポット）」も含め、避難指示の解除がなされています。避難指示の解除がされていないのが「特定帰還困難区域」だけとなっております。

「特定帰還困難区域」自体は、南相馬市内に約24平方キロメートルあり、浪江町から飯館村に向かう山側の区域になりますが、この中にご自宅があるのは小高区の一世代のみとなっております。

今回の制度は、この区域内にご自宅がある方が帰れるように、ご自宅周辺

等を除染し、戻れる環境を作り出すものです。今回の区域解除を目指すところは、この方のご自宅周辺とご自宅に向かう林道のみとなっております。

一方、特定帰還困難区域の大部分は国有林です。国有林については、国の方から方針が一切示されておられません。市としては、何かしらの対応方針を示すよう、要望をしておりますが、この区域については、帰還困難区域として、当面残るようになると思います。

○志賀委員

「3. 計画に記載する内容」の中に「④帰還する住民が原子力発電所の事故発生前に営んでいた事業の再開のための支援に関する事項」とありますが、この方が林業を生業としていたら、山の除染もするということですか。

○危機管理課防災係長

この方については、林業を生業にしていた方ではございません。

○阿部会長

今回の特定帰還困難区域の中には、浪江町まで続く林道があります。その方が使うかどうかはわかりませんが、今回の制度は「住むための除染」ということですが、その林道周辺の除染・整備は対象になるのでしょうか。

特定帰還困難区域のほとんどは国有林ということでしたが、民有林はないのでしょうか。

○危機管理課防災係長

対象となる方のご自宅に至る、林道昼曾根・小畑線については、浪江町から八丈石山の山頂付近を通過して小高区金谷に通じる道路です。今回の制度はあくまで、対象となる方のご自宅に帰還するための計画ですので、小高区金谷からご自宅に至る道路を除染する対応になります。ご自宅から浪江町に

抜ける道路については、通れる状態ではない、というのが現状です。

道路や宅地の除染については、これまでもその筆だけ除染するわけではなく、そこを中心に最大20メートルの範囲で除染を行い、その区域の空間線量をできるだけ下げる、という方法をとっております。今回も、同じ考えに基づいて対応していく方針です。一方林道については、片側が崖、片側が山、という地形になっており、道路の通行可能敷から20メートルという計算通りの除染が難しい、ということについてご本人にも相談をしております。ご本人からは、道路を通行するにあたり、道路のどこを通っても空間線量が20ミリシーベルト以下になるよう除染してほしいという意向があり、除染を担当する環境省からも、「そのように対応します」と回答をいただいております。

民有林も一部ございますが、林地の除染については国が有効な方策を見いだせていない状況です。今回はあくまで、震災当時、そこにお住まいだった方が戻るための除染ですので、山林もすべて除染するという制度ではございません。その方が所有する区域を除染していく考えです。

○阿部会長

残念ながら、浪江町まで通り抜けできるようにはならないんですね。

対象者の自宅へ行く道路は十分に通れる状態なののでしょうか。通れないとすれば、通れるようになるための整備も必要ですよ。林道の整備はどの程度やるのでしょうか。

また、この計画は「令和6年度中に作成する」と資料に記載されております。本日は1月23日ですが、あと2ヶ月ちょっとしかありませんが、その作成手順はどのようになっているのでしょうか。例えば、様々な計画を作る際には、その内容について協議する委員会等があったり、パブリックコメントを実施したりすると思います。現在考えている手順をご説明いただければと思います。

○危機管理課防災係長

林道については令和元年の東日本台風で被災し、その後令和5年の台風13号による大雨で被災しました。それに対する災害復旧は完了しており、通れる状況になっております。ご本人とも現地確認をしており、林道についても今回の整備区域に含めてほしいという意向も伺っております。

計画の手順については、資料の説明の中でもご説明をいたしましたが、他の自治体の計画の記載例を参考にしながら、どのような内容を記載すべきか、国・県から指導を受けております。2月の中旬には、この計画案を市として決定する手続きを庁内でとっていく予定となっております。パブリックコメントについては対象になるものではございません。2月の地域協議会では、作成案についてご説明できるよう進めております。

国・県との事前協議手続きを行い、国・県から合意が得られれば3月中に申請をするというスケジュールを考えております。スケジュールについても、随時、国・県に指導を仰ぎながら素案について検討をしている状況です。

○菅原委員

少し話は脱線してしまうのですが、先日息子が八丈石まで行ったそうなのですが、ジャングルみたいで大変だったという話を聞きました。できる範囲でかまわないので、周辺の整備をしていただけたらと思います。

○危機管理課長

この計画は、あくまでも「震災当時に帰還困難区域にお住まいになっていた方」が対象となっております。対象者以外の方がご自宅周辺に農地を持っていた場合、「そこも一緒に除染してほしい」というお話もいただくのですが、今回の計画はあくまでも「帰還するため」の計画のため、対象外となってしまいます。お話しいただいた件についても、今回の計画の中で対応するのは難しいと考えております。

○志賀委員

計画実施に係る費用は国が出すのだと思いますが、市の負担が発生する場合、予算措置は間に合うのでしょうか。整備については、事業者に依頼をするようになると思いますが、それらについてもすでに頼んでおかないと、計画通りいかないのではないのでしょうか。

○危機管理課防災係長

今回の計画については、「除染をする」ということと「インフラを整備する」ということがメインになっています。まずは除染の部分が先行して出てきますので、環境省から今回の計画の認可が受けられましたら、除染方法を速やかに検討し、除染の計画を作成いただき、除染作業に入っていただくよう、事前調整をしております。

市がすぐに予算措置をして対応する内容は、今のところございません。この区域は、下水道区域ではないですし、水道の給水区域でもございません。井戸を利用されるということでした。電気についてもご自宅の手前まで通電しておりますので、ご自宅に戻られてから契約するかたちになります。

一方、除染の対応をしながら、林道に復旧が必要な箇所が出てくれば、林道の担当課が対応するようになると思いますし、帰還するにあたり、対象者の住宅再建に関する補助制度を県で設けております。除染の進捗も踏まえながら、必要なものがありましたら予算措置をしてまいります。基本は国に除染をしていただくことが、最優先となります。

○志賀委員

先ほど、井戸というお話がありましたが、検査しているのでしょうか。

○危機管理課防災係長

井戸水自体は今のところ検査はしておりません。この計画に基づいて、井

戸水のモニタリング検査を国にさせていただき、その結果を踏まえて井戸をどうするか対応を検討していきます。個人所有の井戸ですので、どんなかたちで再建するかについては、ご本人と相談するかたちになると思います。

○半谷委員

今回のお話は、居住される方を対象としているということは理解したうえで伺います。

先ほども話に出た、八丈石や懸の森は小高の観光資源にもなりますし、地域の人が通っていた場所です。国見山が登れるようになりましたが、八丈石や懸の森についても、同じようにいずれ登れるようにする計画があるのか、お分かりになれば教えていただきたいです。

○危機管理課防災係長

観光目的の除染・整備に関しては、危機管理課の業務の範疇ではございません。国見山の整備に関しては、農林整備課の林業係が対応しております。市役所内で担当する部局がそれに準じたかたちで、除染などを行うようになると思います。今回の計画は、帰還困難区域の中で「拠点区域」となるところを優先して戻れるようにするという国の政策があり、それに次いでそれ以外の区域でも「戻りたい意向がある方のご自宅」を「帰還居住区域」というかたちで制度化して戻れるようにするものです。

○阿部会長

計画を作って実際に除染をして戻れるようになった後、一般の方が林道を通行することは可能なのでしょうか。それとも、いま閉鎖されているところから先は、あくまでもご本人しか通れないのでしょうか。

先ほど、除染の数値は公表できないという話でしたが、計画には除染方法の記載も出てきます。そこにも現在の放射線量がいくらかということも記載しないのですか。線量を記載せず、みんなが納得できるような除染方法を記

載することが出来るでしょうか。

○危機管理課防災係長

現在、帰還困難区域は立ち入りが制限されており、そこから先は公益的な立ち入りの基準に一致する、本人や送電線のメンテナンスを行う電力業者などからの申請を受けて、市が許可を出しています。除染後は、林道を含めて避難指示が解除されたこととなりますので、一般の方の立ち入りが制限されることはありません。

計画に記載する除染の内容についてですが、他の自治体の計画の内容を参考にしながら調整をしておりますが、除染の方法についてはあくまでも「国のガイドラインに従って行う」という記載になっております。ただ、地形等によって変わってくる部分もありますので、そこは臨機応変に対応していただくようになると思います。この計画の中に、具体的に場所ごとの線量を書くことはありません。計画には「ガイドラインに沿った除染を行っていく」ということを記載して、実際の除染方法については環境省に現場を確認していただき、ガイドラインに基づいた除染計画を作っていただき、市にも報告をしていただきながら、除染を行っていただくようになります。

○阿部会長

説明についてはわかりました。ただ、除染は線量がいくらかによってどういった除染方法があるのかを決めるのであって、環境省が定めている除染の方法は、あくまでもガイドラインですよね。それぞれの地形に合わせた除染を行っているわけですから、帰還困難区域であっても「基準より下回っているから除染しません」ということもあるわけですよね。それはきちんと数値で示すべきだと、私はと思いますが。あとは、担当部署できちんと検討をしてください。

○阿部会長

他に質問はございませんか。

○阿部会長

なければ、報告事項については以上となります。

(3) 協議事項

協議事項 小高区の課題解決に向けた協議について

○阿部会長

次に協議事項に移ります。

協議事項「小高区の課題解決に向けた協議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局（小高区地域振興課） 資料により説明

4. その他

①次回の会議開催予定について

○阿部会長

「①次回会議の開催予定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

②その他

○阿部会長

その他、委員の皆様、事務局より何かございませんか。

○西山委員

先ほど、菅原委員・半谷委員からお話が合った八丈石や懸の森の整備に関連して、小高区も観光地を増やさないと人が訪れるようになりません。海と山と、すごく自然が多いので、他から来た人が「こんないいところがあるのであれば住みたい」となるように整備してほしいです。

先日、うちの神社にも大阪からの移住を検討している方がいらっしゃいました。歴史を聞いて行かれたのですが、併せて小高区のよいところも紹介しました。そういう時に強くアピールできるところを増やしてほしいです。公的なお金を使わないと整備できませんので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○小高区地域振興課長

懸の森の現状については、震災以降、積極的に入ることは推奨していない状況です。これまで、モニタリング業者に線量の測定を依頼し、安全なレベルなのかの確認はしているところです。山頂や鉄塔までの登山道については、登れる状況になっております。倒木等があった箇所については、簡易ではありますが、小高区地域振興課で予算組をして整備をしました。しかし、一部崩落をしている箇所もあります。そこは林道のため林野庁が整備をしなければならないのですが、現在、林野庁からは林道の除染・整備をする予定はない、と言われております。何かしらの目的があり「崩落箇所を整備しなければ作業できない」というようなことが発生しない限り、その回復作業は行わないとのことでした。

○小林委員

懸の森にある鉄塔を管理するために直してもらう、ということとはできないのですか。

○小高区地域振興課長

東北電力の方では、林道とは別のルートを使用しているため難しいです。ご説明したような状況もあり、現在のところ、大規模な整備を行うのは難しい状況にあると、ご理解いただきたいと思います。

○西山委員

毎年、懸の森の山開きをしていたと思います。そこでは、高齢者の方から子どもまで集まって、安全祈願のご祈祷をしたり、くじ引きがあったり、とても賑わっていました。あの行事はぜひ復活できるようにしてほしい。そうすれば、人も集まってにぎやかになりますし、高齢者の方が外に出るきっかけになります。そういうイベントを多くして、90歳、100歳まで懸の森に登れる方が増えるようにしていけたらと思います。署名が必要であれば集めますので、市から林野庁へ嘆願書を出して欲しいです。

○小高区地域振興課長

懸の森については、管理の問題等もありますので、なかなか市だけで解決が難しい部分もあります。昔からある行事ができるようになる、というのは理想ではありますので、情報収集を進めていきたいと思っています。

○飯塚委員

以前は懸の森を整備する団体があったと思うのですが、いまでもその団体はあるのでしょうか。

○小高区地域振興課長

以前はありましたが、震災後はメンバーが高齢化したこともあり、積極的に活動を行っている方はいない状況です。

○末委員

管理する団体もそうだが、周辺の行政区の協力がないとできない。車で来る人に駐車場を提供したり、道路の整理なんかもしていた。

○飯塚委員

管理する団体と行政区の両方の協力が必要ですね。署名運動もそうですが、地域住民と協力して再度そういう組織を作らないと、国を動かせない。

○末委員

とはいえ、地元の人も高齢化していて難しい現状もある。

○小高区地域振興課長

私たちの方でも地元の行政区長さんに管理団体の復活についてご相談していますが、末委員がおっしゃる通り、「人も少なくなっており、自分たちが以前のように積極的に関わっていくのは難しい」と言われている状況です。

そういった中で、最低限の管理という部分で、先ほどお話した倒木を伐採してよける、という管理はしておりますが、昔のようなイベント開催についてはなかなかたどり着けていない状況です。

○半谷（善）委員

小高区では海も観光資源となっており、昔は塚原に海水浴場があり、釣りを楽しむこともできましたが、いまは海に触れることもできないのではないのでしょうか。

○小高区地域振興課長

皆様もご存じのとおり、以前の村上ふれあいハウスがあった場所については、防潮堤や防潮林が出来て、遊べる状況にはありません。浜に降りる所は階段になっておりますが、昔のように砂浜があつて遊べるような海岸ではありません。

○小林委員

ハツカラ橋の手前の河口ですが、あそこには駐車場にできるスペースはありますよね。そこを利用してキャンプ場を作るとか、河口のところでボート遊びができるようにするとか、海の活用を考えてもいいのではないのでしょうか。原町区にはサーフィンをする人も来ますし、鹿島区の烏崎海岸では馬に乗る体験もできますよね。小高区にも乗馬クラブがあるので、そういったところとつなげればできるのではないのでしょうか。

○小高区地域振興課長

今後、どのようにしたいかという理想と現実のギャップについては、皆様のお知恵も拝借しながら検討していければと思います。よろしくお願いします。

○阿部会長

その他何かありますでしょうか。

○阿部会長

なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

5. 閉 会

○事務局

阿部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第8回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和6年度第8回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長 阿部貞康

会議録署名人 半谷善弘

会議録署名人 本田博信